

瀬戸内町土地貸付け公募

(有 料 駐 車 場)

公 募 要 項

令和 7 年 3 月

瀬戸内町商工交通課

目 次
ページ

1 公募物件について	1
2 応募資格要件	3
3 使用許可にあたっての条件等	4
4 応募申込手続	10
5 価格提案書の提出及び審査	12
6 使用許可申請の手続	14
7 予定事業者の決定の取消	14
8 その他	15
9 本件募集に関する問合せ先	15

(様式 1) 応募申込書

(様式 2) 誓約書

(様式 3) 質疑書

(様式 4) 価格提案書

(様式 5) 委任状

駐車場位置図 別添

行政財産使用許可申請書 (案) 別添

せとうち海の駅コインパーキング事業者 (土地の賃借) についての募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 公募物件について

せとうち海の駅瀬戸内町大字古仁屋大湊 2 6 ー 1 4 (1 部) (現コインパーキング)

※募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

※物件については、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条第 1 項及び

瀬戸内町公有財産管理規則第 20 条の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可 (以下「使用許可」という。) をします。

※供用部分及び運用予定範囲については、別添駐車場位置図を参照してください。(図面に記載されている個別の指示・条件についても漏れなく確認してください。)

※公募物件は現状有姿にて使用許可するものであり、事業者の責任において現地状況及び周辺状況・規制等をご確認のうえ応募してください。

なお、別添駐車場位置図と現地状況が相違する場合は、現地状況が優先します。

※露出配線及び最小限のアンカー留めのみ可とする。

※自走式駐車場で、運用範囲内の路面の表面加工が剥離等した場合は、安全に運用できるよう事業者の負担にて速やかに補修をしてください。

※本町への送付等にかかる一切の費用は事業者の負担とします。

※防犯カメラの設置について

- ・公募物件時間貸駐車場は、全ての範囲が確認出来る防犯カメラを必ず設置してください。

撮影範囲は、原則として、使用許可区画（供用部分）の全部、料金精算機、利用車両が通行し得る車路・出入口を全てカバーしてください。さらに、（駐車場位置図）に撮影範囲の追加箇所が記載されている場合は、その範囲も含める。

また、防犯カメラを設置している旨を看板等に表示し、不正利用等の摘発を可能とする体制を確保してください。

- ・基本24時間利用できるようにする。
- ・迷惑行為や犯罪の発生を本町ないし本町が指定する者（以下「本町等」という。）が認識した場合など、状況に応じ、本町等から防犯カメラの設置を依頼することがあり、その場合は事業者は応じるものとします。ただし、事業者が代替手段による解決案を提示し、本町等がこれを認めた場合はこの限りではありません。
- ・駐車場等に設置する防犯カメラの運用方法や撮影データの取扱い等については、独自に行い、管理を厳重にやること。
- ・本町の防犯カメラの設置及び運用にかかる一切の費用は事業者の負担とします。

※駐車場は原則現状有姿にて使用許可するものであり、不具合等がある場合は安全に利用できるよう事業者の負担により整備を行ったうえで運用してください。

※入庫の際に利用者が満車・空車を容易に確認できない駐車場については、安全管理のため原則、満空車表示灯（満車・空車を外部に表示するもの）を設置してください。ただし、出入口が複数など安全に出庫できると本町が判断できるものは除きます。

なお、満空車表示灯の設置及び運用にかかる一切の費用は事業者の負担とします。

※駐車台数の減や進入ルートについては、供用開始前に本町等との協議により現行から変更することができるものとします。

※運用予定範囲内において、供用開始までに運用に支障がない範囲で、本町等がバリケード設置等の不法駐車対策を講じることがあります。

。工事の支障となる範囲・期間について、事業者において封鎖していただく必要があります。

なお、一時中止に伴う使用料の変更額は別記算定により行います。

※駐車場は工事の支障となる範囲・期間について、事業者において封鎖していただく必要がありますが、これにかかる使用料の変更及び事業者に損失が発生した場合の補償は行いません。

※当該駐車場に新たに供用できる区画が発生した場合は、協議の上、供用面積を増加することがあります。

※駐車場の前面道路に交通規制がある駐車場は、交通規制がある旨の表記を行い、利用者へ注意喚起を行ってください。

なお、表記にかかる一切の費用は事業者の負担とします。

※別添公募物に記載している最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は、使用料に消費税等が加算されます。

なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

- ・利用者の特定が可能なものであること。（本町から利用者の照会を行う場合があります。）
- ・原則予約駐車は出来ないものとする。
- ・その他、本要項の時間貸駐車場に関する事項を全て満たすこと。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人ないし個人に限り応募することができます。

- （１）本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- （２）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- （３）時間貸駐車場事業に使用する者は、時間貸駐車場運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、３年以上の実績を有している者であること。
- （４）駐車場事業を運営する事業者は、令和７年２月１日現在で、実績を有している者であること。
- （５）国税及び瀬戸内町税（瀬戸内町に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- （６）瀬戸内町暴力団排除条例全項に規定する暴力団員又は規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- （７）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- （８）当局が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年を経過していない者でないこと。

3 使用許可にあたっての条件等

使用許可にあたっては次の条件を付しますので、ご留意のうえ応募ください。

(1) 使用料等

①事業者の土地使用形態

事業者は、使用する部分について、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第238 条の4 第7 項の規定に基づき、使用許可を受けて現状有姿にて使用するものとする。

②使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7 年6月1 日から令和12年5月31 日までとする。

なお、使用許可の期間の満了から1 年の期間（最終更新年度を除き、1 年を満たない期間単位とした更新は不可）で最終期間満了日まで更新できるものとし、以後の更新は認めない。また、使用許可書に違反している場合や本町の指導に従わない場合は更新を認めない。

また、更新を希望しない場合は、本町へ使用許可期間満了日の4 か月前までに、書面にて意思表示することとし更新を希望する場合は、本町へ使用許可期間満了日の30 日前までに継続申請を書面で行なうこと。（※本町の施策上の理由等により更新不可とする場合1 年の期間に満たない期間での更新となる場合又は使用許可期間の一時中止となる場合がある。）

運用にかかる一切の費用は事業者の負担とする。

なお、使用許可を更新しない、1 年未満での使用許可の更新又は使用許可期間の一時中止となり事業者に損失が発生した場合において、本町は一切の補償をしないものとする。

③使用料

使用料の合計金額が、本町が設定した最低使用料以上で、価格提案のあった最高の価格をもって使用料とする。

なお、使用事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算する。

支払い方法は、当該年度の年額使用料の前払いとする。ただし、町長が認めた場合に限り事業者との協議の上、月払い使用料を、本町が発行する納入通知書により、本町が指定する期限までに納入すること。

また、使用期間を更新する際には、月当たりの使用料の変更はできないものとする。

④保証金

使用許可期間分の使用料の保証金は免除とする。

⑤営業開始日

使用許可後速やかに開設工事を実施のうえ、使用許可開始後、概ね2か月以内に、使用許可を受けた全ての物件（供用面積）について供用開始することとし、開始日については事前に本町へ報告すること。

⑥営業時間

営業時間は、年中無休・24時間営業とする。

⑦営業方法

駐車場事業を運営する場合においては、使用許可後まもなくの対応が困難な場合は令和7年5月末日までには対応すること。

⑧駐車料金

時間貸の駐車料金については、近隣の駐車料金相場等を勘案して事業者が決定し、本町へ事前に報告すること。

（料金を変更する場合も同様とする。）ただし、駐車料金の時間単位は海の駅利用者には60分無料とし1日（24時間）以内とする。「1日最大料金」を設定する場合は、1日当たり1,000円（消費税等含む）を上回らないことを条件とする。

駐車料金についても、駐車料金の時間単位については1日（24時間）以内とする。

事業形態の違う駐車料金は事業別の料金設定として差し支えないものとする。

なお、駐車料金の設定にあたっては、附帯駐車場の本来目的の利用者との公平性の観点から本町との協議を要する場合がある。

⑨その他必要経費

- ・時間貸駐車場に利用する施設整備（車止め、区画の区切り線の引き直し、区画番号表示との誤認防止のための路面表示、設備機器、ゲート設備、照明設備、看板等の設置）等にかかる一切の費用は事業者の負担とする。

- ・光熱水費については、事業者の負担とする。（電気量計測の設置）

- ・電気の引込において、事業者は、原則として単独での引込をすることとする。引込のため造作等を設置する場合は事前に本町及び九州電力と協議すること。

なお、設置にかかる一切の費用は事業者の負担とする。

- ・先述の対応が困難で、九州電力から単独引込が認められない場合には、既設の駐車場電灯（本町名義）からの分岐による引込を必ず事前に本町と協議を行うこと。

なお、駐車場電灯契約（本町名義）が無い場合は、別の駐車場電灯（本町名義）からの分岐による引込となるので、必ず本町及び関連する自治会等と協議を行うこと
また、分岐を行う場合は計量法に基づく検定有効期間内の子メーターを設置し、一定の期限までに設置時の写真と併せて本町へ報告すること。なお、事業者が既設の

駐車場電灯（本町名義）からの分岐による引込をした場合、既設の駐車場電灯（本町名義）の停電等により事業者に損失が発生した場合において、本町は一切の補償をしないものとする。

⑩施設整備及び設備（設備機器、ゲート設備、照明設備、看板等）設置

- ・ 個別の図面（駐車場位置図）に示している「事業者で実施いただく内容」については全て事業者の責任で実施すること。

- ・ 物件によっては、区画の区切り線や車止めのない駐車場もあるため、必要に応じ事業者の負担において施工すること。

なお、周囲に電灯が無く暗い場所や建物等による視界不良など歩行者や車両等に危険と思われる場所については、反射板や看板などの設置を行い、周囲への注意喚起を必ず行うこと。ただし、事前に本町等と協議をすることとする。

- ・ 事前精算のチケット方式等のフラップやゲートの利用車両を捕捉する機器を設置しない。

利用者が時間貸区画以外へ誤って駐車しないよう、路面表示とは別に、精算機や案内看板などに時間貸区画を明示した図なども掲示すること。

- ・ 新たにゲート設備を設置する場合は、駐車場事情によってそのゲートを活用する場合があるため、ゲートの利用方法等について別途協議を必要とする。
- ・ 時間貸駐車場の運營業務を行っている現在の事業者が設置した施設整備を継続して使用することを希望する場合は、別途協議をすること。
- ・ 電気使用量計測のための子メーターを継続して使用する場合は、引継時のメーター値について現在の事業者と確認し、その値を本町に報告すること。
- ・ 駐車場案内看板、満空車表示灯及びゲート設備等の使用及び設置場所並びに物件名称については、必ず事前に本町等と協議し、地域の環境、景観に配慮したものとする。
- ・ 看板等を運用予定範囲外に設置する場合の本町所有地等の使用に伴う使用料等については事業者の負担とする。

⑪工事等

- ・ 駐車場機材設置等工事にあたっては、利便性、安全性、快適性に配慮し、騒音・振動・粉塵等の対策を適切に行い、関係法令等を遵守すること。
- ・ 工事着手にあたっては事前に本町等と協議することとする。
- ・ 工事等については運用予定範囲内で行い、他の駐車場利用者の入出庫に支障のないよう配慮すること。またカッター使用時等における騒音の低減に努め、これに関して苦情があった場合は事業者において迅速かつ丁寧に対応すること。
- ・ 既存の看板やネームプレート等について、事業の支障となる場合は、本町等と協議を経たうえで、事業者の負担により撤去すること。

- ・本町等が供用部分等に設置した障害物（バリカー等）については、使用許可日以降に、事業者において撤去・解体することとし撤去に際しては事前に撤去予定日を本町へ報告し、撤去後は速やかに本町へ報告のうえ運用予定範囲内に解体した障害物を安全配慮のうえ据え置くこと。（後日、本町等により回収する。）。
- ・工事等に伴う運用予定範囲外の車輛の移動等については、原則として本町等では対応しない。また、工事等についての本町等への問い合わせについては、開庁日の執務時間内（祝日を除く月曜から金曜の平日午前9時00分から午後5時00分まで）に限る。
- ・近隣に迷惑がかからないよう細心の注意を払い、万一、苦情やトラブルが発生した場合は事業者において対応すること。

⑫その他

- ・電気引込にあたり、事業者が既設の駐車場電灯契約からの分岐を行った場合は、当該事業者は使用許可期限内の電気使用量について、本町が別途指定する期限までに子メーターの検針を行い、本町へ報告すること（本町が別途指定する報告様式に子メーター検針値を撮影した写真（子メーターの有効期限及び撮影日付及入り）を貼付すること。

なお、使用期間満了の際に事業者は使用電力量の最終値について、本町へ報告のうえ確認を受けること。

- ・事業者は、事業開始に必要な工事を実施する前の状況及び施工後の状況を写真撮影し工事内容が分かる図面とともに書面にて本町へ提出すること。

なお、写真についてはデータで提出すること。

- ・事業者は、駐車場の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって、業務を遂行できるよう人権研修を行わなければならない。

使用期間中であっても使用許可の取消又は変更（使用許可期間の短縮又は使用許可駐車場もしくは区画の減少）を行う場合がある。

なお、当該使用許可の変更の原因となる公用又は公共用の理由で事業者に損失が発生した場合において、本町は一切の補償をしないものとする。

- ・また、当初から一部駐車場の早期終了が予定されている物件の使用料計算についても本項の例によるものとする。

《算定方法》

当初使用許可面積・・・a 当初月額使用料(税抜)・・・b

変更後使用許可面積・・・c 変更後月額使用料(税抜)・・・d

変更後年間使用料(税込)・・・e

(算定式)

$d=b/a \times c$ (円未満切り捨て)

$e=d \times \text{変更後使用期間(月数)} \times \text{消費税等税率}$ (円未満切り捨て)

- ・本町等が駐車場の維持管理上、使用許可を行っている駐車区画(供用面積)部分を使用する場合があるので、その際は本町事業が円滑に行えるよう協力すること。
なお、使用に際して事業者が発生する損失については、本町に請求しないものとする。

(2) 使用上の禁止事項

- ① 使用許可を受けた土地(駐車場)及び使用权を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ② 物件を本町指定の用途以外の用途に供してはならない。
- ③ 物品等の販売や、自動販売機等の設置は行ってはならない。

(3) 維持管理責任

- ① 時間貸駐車場を運営するための施設の維持管理を定期的に行うこと。
なお、運営に必要と認められる業務経費の一切は、事業者の負担とする。
- ② 駐車場での時間貸駐車場又はの実施は、住民の生活環境に大きく関わるものであることから、清掃・除草・剪定は必ず定期的に行うものとし清掃、除草・剪定及び騒音に係る苦情・要望、については事業者の責任において速やかに対応を行うこと。
万が一、速やかに対応できない場合は、本町として事業者への対応を検討します。
本町等が受け付けた場合等は、事業者の責任において対応を行った後、速やかに本町等へその結果の報告を行い、合わせて対応が完了したことがわかる資料写真データ等を提出すること。また、それに対し本町等が追加の資料等の提出を求めた場合は、これに応じること。

〈清掃箇所〉

- ・運用予定範囲内(別添駐車場位置図の破線内)。なお、駐車場時間貸に付随する緑地帯や運用予定範囲周辺の側溝・集水桝等については運用予定範囲内外に関わらず対象とする。

※清掃箇所の詳細については事前に本町等に確認すること。

※自走式駐車場等のアスファルト路面(車室、車路)の汚れの清掃について適宜行うこと。

※除草・剪定対象の詳細については事前に本町等に確認すること。なお、使用許可開始時点で発生していなかった草木も対象とする。

※夏季等は一般的に草木の生長が速いため定期的な除草実施の間隔を狭める等、常に良好な環境を保つようにすること。

※除草剤等の薬剤は使用しないこと。

〈騒音〉

- ・騒音に対する注意喚起の掲示・周知や取り締まりの実施。
- ③ その他、駐車場の維持管理に関し、必要な下記事項を行うこと。
- ・違法駐車等の不法占拠や侵奪行為等による損害を未然に防止するための巡回警備に関すること。
 - ・残土、ごみ等の不法投棄の取り締まり及び除去等、必要な措置に関すること。
 - ・その他の不法・不良行為の取り締まりに関すること。
 - ・看板、囲い、車止め、照明、フェンス、舗装等の各種構築物の維持保全及び修繕、落書き等の対応並びに移設、新設に関すること。
 - ・立木、通路、擁壁、排水施設等の維持管理及び修繕に関すること。
- ④ 当該敷地内で、かつ運用予定範囲外に誘導看板等を設置した場合は、当該設置場所周辺について運用予定範囲と同様に清掃・植栽の剪定・雑草の除去を行うこと。
- ⑤ 時間貸駐車場の運営にあたっては、事業者は、利用者や近隣住民からの苦情や事故並びに機器故障等に関する通報を24 時間体制で受け付ける連絡先（コールセンターの電話番号など）を本町等に報告するとともに現地に掲示し、緊急の通報に速やかに対応できる体制を構築しておくこと。なお、緊急の対応があった場合には、本町等に文書（メール可）にて報告すること。
- ⑥ 供用部分並びにブロック塀、ネットフェンス及び外灯などの運用予定範囲内及びその周辺の本町設置物（以下「本町設置物」という。）が破損されないように運用予定範囲にバリカーや防護柵を設置するなどの安全対策を講じること。
- なお、安全対策にかかる一切の費用は事業者の負担とする。
- ⑦ 使用物件又は本町設置物が破損した場合は、事業者の責任において至急撤去等の安全対策を行い、本町等へ文書にて報告すること。
- また、事業者（利用者を含む）が本町設置物を破損した場合は、速やかに補修を行うこと。
- ただし、上記本町設置物の補修については事業者及び利用者のいずれの帰責事由にも基づかないものは除く。なお、補修・撤去等にかかる一切の費用は事業者の負担とする。

（４）損害賠償

本物件の使用にあたっては、事業者（利用者を含む）が本町設置物又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任において、その損害を賠償すること。

ただし、事業者及び利用者のいずれの帰責事由に基づかないものは除く。

（５）原状回復

- ・許可期間が満了を迎える場合は当該許可期間内に、又は許可が取り消された場合は本町指定の期限までに、事業者は自己の負担により使用物件を原状回復すること。

ただし、本町が特に認めた場合はこの限りでない。

- ・ 事業者は、理由の如何にかかわらず、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求できないものとする。
- ・ 原状回復に際し、事業者は一切の補償を本町に請求できない。
- ・ 原状回復が完了した際にはその内容が分かるように原状回復前後の写真を撮影するとともに、写真を含む報告書類（完了届等）を本町へ速やかに提出すること。

（６）本物件の使用状況を確認するため、本町が実地調査し、又は所要の報告を求めることがある。

また、本町の事務事業遂行上必要となる場合は、本町職員等による物件内への立ち入りや調査等を求めることがある。

（７）使用許可書の各条項に違反した場合は、使用許可を取り消すことがある。

（８）使用許可書の標準様式

別添様式「瀬戸内町行政財産使用許可書」を標準とする。

4 応募申込手続

（１） 申し込みに必要な書類

① 応募申込書（様式１）両面印刷にすること。

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印で割印すること。

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印で割印すること。

② <法人> 印鑑証明書

<個人> 印鑑登録証明書

③ <法人> 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限る。）

<個人> 住民票の写し

※ ②及び③については、発行後３か月以内のものに限ります。

④ 国税の未納の税額がないことの証明書の写し。

※ 国税は納税証明書（その３の３）に限ります。

⑤ 瀬戸内町税又は瀬戸内町に本社・事業所等がない場合には本社所在地に
る市 町村税（個人又は法人等の市民税、固定資産税、都市計画税（土地・
建物）の未納の税額がないこと）の証明書の写し。

⑥ 事業概要（任意様式で可）

<法人> （ア）会社概要等（創業日、事業内容、実績等がわかるもの）

（イ）直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> （ア）創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 直近年分の所得税確定申告書の写し

⑦ 土地利用計画図（任意様式で可）

土地利用計画案について、少なくとも、各用途（時間貸）の運営予定区画及び時間貸の運営方式（例：フラップ式、ゲート式など）が確認できるものであれば可とし、その他（機材・看板等の配置レイアウトなど）の記載は任意とする。

※なお、本図面で示す土地利用計画案については、予定事業者として決定後に本町と協議のうえ、変更することができる。

（注）本町が応募の受付に際し取得する個人情報、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、瀬戸内町個人情報保護条例により制限されています。

予定事業者として決定した場合には、事業者の概要・組織図等の提出を求めます。また使用料の按分はできませんので納入通知書に記載する住所および送付先は、いずれか代表となる事業者とします。

(2) 申し込みの手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類を次の受付場所に直接持参してください。

（郵送電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

＜応募申込書の受付期間＞

令和7年3月4日（火）から令和7年4月10日（木）まで

午前9時00分～正午、午後1時～午後5時（土・日・祝日は受付を行いません。）

＜応募申込書の提出（持参）場所＞

〒894-1503 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋大湊26-14

（せとうち海の駅2F商工交通課）

※ 電話番号 0997-72-0640 担当者 勝田

(3) 応募受付時に交付する書類

① 応募申込受付証（受付印を押印したもの）

② 価格提案書の記載についての注意事項

(4) 応募にあたっての留意事項

① 価格審査後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。

② 提出された応募申込書の内容が本募集要項に反する場合は受付を取り消します。

③ 応募受付以降に応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、申込受付を取り消しますので価格提案を行うことはできません。

郵送の場合は下記の質問受付期限までに必着とします。

質問回答予定 令和7年3月31日（月）午前11 時頃（予定）

（5）本募集要項に関する質問について

本募集要項に関する質問は、質疑書（様式3）にて、郵送又は電子メールにて提出してください。

質疑書以外での質問は受け付けません。

質問受付期間 令和7年3月4日（火）から令和7年3月24日（月）午後5時00 分まで

メール送信先 rousei@town.setouchi.lg.jp（せとうち海の駅内商工交通課）

5 価格提案書の提出及び審査

（1） 価格提案書の提出及び審査の日時（入札）

令和7年4月15 日（火）瀬戸内町役場 4 F 委員会室 午前10時～

（2） 審査終了後決定事業者の方に使用許可申請手続き等について説明を行います。

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋大湊26-14（せとうち海の駅2F小会議室）

（3） 提出書類等（①～④を当日持参すること）

① 応募申込受付証（応募申込時に交付したもの）

※ 原本以外の提出など、不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。

② 価格提案書（様式4）

③ 委任状（様式5）（代理人により応募しようとする場合）

④ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）

（4） 価格提案書の提出方法

- ・ 応募資格者は、記載例を参考に価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印又は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）のうえ、入札箱に投函してください。
- ・ 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

（5） 応募価格の表示

応募価格は月額使用料（税抜き）を記載してください。

（6） 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

（7） 価格提案審査

① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立ち会いのもとで行います。

② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本町職員を立ち合わせます。

- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時まで提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印（実印又は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。
- ⑤ 所定様式の価格提案書を用いず、価格提案したもの。
- ⑥ 同一物件について応募資格者又は代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案に関し、不正な行為を行った者が価格提案したもの。
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 予定事業者の決定

予定事業者の決定は、本町が設定する最低使用料以上で、かつ、最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としてします。

なお、予定事業者に決定した者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる予定事業者の決定

最高額となる価格提案をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本町が指定した者（価格審査事務に関係のない本町職員）が応募資格者にかわってくじを引き、予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

予定事業者を決定したときは、予定事業者名及び決定価格、並びに予定事業者以外の応募者名及び応募価格の発表を行います。

予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、予定事業者名及び決定金額を回答するとともに、ホームページに予定事業者名（個人の場合は予定事業者名のみ）及び決定金額を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止等

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は、災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可申請の手続

価格提案審査の結果、予定事業者に決定した事業者は、下記書類を提出期限までに提出してください（使用許可は応募申込書に記載された名義あてに行います）。

＜提出書類＞（提出期間：令和7年4月21日（月）から令和7年4月25日（金）まで）

- ① 担当者名簿（様式6）
- ② スケジュール（様式7）
- ③ 行政財産使用許可申請書・・・価格提案審査終了後、様式を配布します。
- ④ 事業確定図面・・・平面図

7 予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ 不正の手段をもって価格提案をした場合。
- ④ その他、予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

8 その他

- ・使用許可の手続きに関する一切の費用については、予定事業者の負担となります。
- ・前記7により予定事業者の決定を取り消した場合や、本町への報告文書等に虚偽の内容のあることが判明した場合は、今後、本町が実施する同種の公募案件への参加に制限が課される場合がありますのでご注意ください。
- ・予定事業所（個人）の決定後、辞退届等が提出された場合においては、違約金が課せられます。

9 本件募集に関する問合せ先

瀬戸内町役場商工交通課商工交通係

〒894-1503 せとうち海の駅 2F 瀬戸内町大字古仁屋大湊26-14

T E L 0997-72-0640

担当者 勝田

開庁日 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時00分まで

閉庁日 土曜日、日曜日、祝日

※ 本町からの申込みに際しての必要条件

- (1) 目 的：土地の貸出しにあたり、用途は有料駐車場のみとする。
- (2) 場 所：鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋大湊26-14の1部とする。
- (3) 面 積：A=1,075.7m²
- (4) 賃 料：月額（消費税抜き）136,364円以上（提案書の最低価格とする）
- (5) 無料分：海の駅利用者は60分無料とする。
- (6) 契 約：最大5カ年契約（契約後も1年ごとに使用願いを提出すること。）
- (7) 依 頼：契約後に本町から提出依頼があったものについては、応じること。

※本要項に記載されていないものであっても、本町に不利益を与える案件等について認めないものとする。

※その他のものについては、行政財産使用許可にて記載する。

(様式1)

令和 年 月 日

応募申込書

瀬戸内町長 鎌田愛人 様

募集要項の各条項を承知の上、「瀬戸内町公有財産財事業者募集」について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 時間貸駐車場事業に使用する者は、時間貸駐車場運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 駐車場事業に使用する者は、道路運送法第80条、同法施行規則第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ているもので、または令和7年2月1日現在で駐車場事業を運営している実績を有している者であること。
- (5) 国税及び瀬戸内町税（瀬戸内町に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (6) 瀬戸内町暴力団排除条例全項に規定する暴力団員又は規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (8) 当局が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (9) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、「応募価格」及び「応募者名」（個人の場合は決定事業者名のみ）を公表することに同意します。

1 申込者 住 所
氏 名 実 印
(名称及び代表者氏名)
生 年 月 日 年 月 日 生
電 話 番 号

2 公募物件 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋大湊26-14の1部

3 添付書類

① 誓約書

② <法人>印鑑証明書

<個人>印鑑登録証明書

③ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

<個人>住民票の写し

※ ②③については発行後3か月以内のものに限ります。

④ 国税の未納の税額がないことの証明書の写し。

※ 国税は納税証明書（その3の3）に限ります。

⑤ 瀬戸内町に本社・事業所等がない場合には本社所在地における市町村税・固定資産税・都市計画税（土地・建物）の未納の税額がないこと。（個人又は法人等の市町民税と証明書の写し）

⑥ 事業概要

<法人>（ア）会社概要等（創業日、事業内容、実績等がわかるもの）

（イ）直近の貸借対照表、損益計算書

<個人>（ア）創業日、事業内容、実績等がわかるもの

（イ）直近年分の所得税確定申告書の写し

⑦ 土地利用計画図

各駐車場の土地利用計画案について、少なくとも、各用途（時間貸・カーシェアリング）の運営予定区画及び時間貸の運営方式（例：フラップ式、ゲート式など）が確認できる計画図（例 各種レイアウト（工作物を含む。））を図示してください。

(様式2)

令和 年 月 日

瀬戸内町 鎌田 愛人 様

氏 名	印
住 所	
(名称及び代表者名)	実 印
生 年 月 日	
電 話 番	

誓 約 書

私は、瀬戸内町が暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は瀬戸内町暴力団排条例各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
(使用財産の表示) :
- 2 私は、瀬戸内町暴力団排除条例に掲げる者の該当の有無を確認するため、瀬戸内町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が瀬戸内町から鹿児島県警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると瀬戸内町が鹿児島県警察本部から通報を受け、又は瀬戸内町の調査により判明した場合は、瀬戸内町が瀬戸内町暴力団排除条例及び瀬戸内町契約関係暴力団排除措に基づき、瀬戸内町ホームページ等においてその旨を公表することに同意します。

(様式3)

質 疑 書

令和 年 月 日

瀬戸内町長 鎌田 愛人 様

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

メールアドレス

質 疑 内 容

(様式4)

価 格 提 案 書

住 所

氏 名

印

物 件	応 募 価 格 (円)		
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋大湊26-14の1部	(例)¥ 1 2 3	4 5 6	7 8 9 円

- ☐ 応募価格は、本町が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は、月額使用料（税抜き）とします。
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけてください。
- ☐ 応募者本人が押印する場合は実印を押印してください。
- ☐ 代理人により応募する場合は、応募者の住所・氏名とともに代理人の氏名を記載し、代理人の印鑑を押印してください。（委任状も投函すること。）

(様式5)

委任状

令和 年 月 日

瀬戸内町長 鎌田 愛人 様

(委任者) 住 所

氏 名

実印

(名称及び代表者氏名)

下記の者を代理人と定め、「瀬戸内町公有財産（土地）駐車場を使用した時間事業者募集」への応募に係る一切の権限を委任します。

(受任者) 住 所

氏 名

印

電 話 番 号

(様式6)

担 当 者 名 簿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

担 当 分 野	担 当 者 (所属・氏名)	連 絡 先 (TEL)	統 括 責 任 者
使用許可申請調整			
施設整備及び設備設置・工事			
維持管理（補修・修繕）			
維持管理（植栽・清掃等			
違法駐車・事故対応			
運営状況・使用料管理			
緊 急 時			

※予定されている運営体制を記入して下さい。

※「統括担当者」欄には、全般的事項について、本町との連携窓口となる統括的な担当者を1名選任し、○印を記入して下さい。

※事業者として決定後に変更があれば適宜提出して下さい。

※上記の表により難しい場合は、別紙を添付して下さい。

(様式7)

事業スケジュール

事業者名

物件 せとうち海の駅（鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋大湊2-6-14の1部）

駐車場名称 せとうち海の駅コインパーキング駐車場

行政区 瀬戸内町

種別 平面

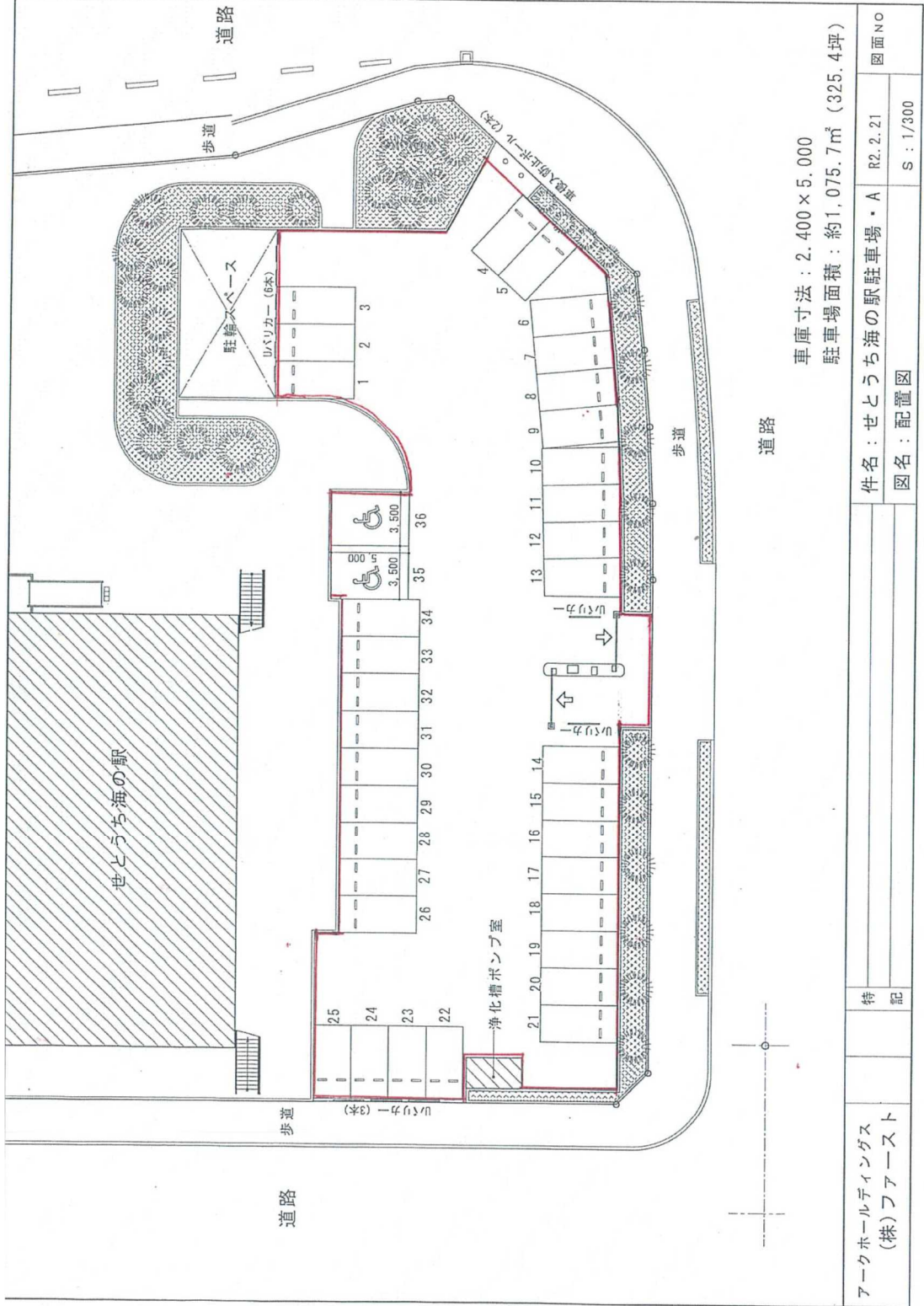
供用区画数 【 1 】

用途指定 【 時間貸 】

既設/新・増設の内訳 【 】

開設工事期間（予定） 【 ～ 】

開業日（予定） 【 】



アーケホールディングス (株)ファースト	特	件名: せとうち海の駅駐車場・A		図名: 配置図	
	記	R2.2.21		S: 1/300	
		図面NO			



貸付け物件

A = 1,075.7㎡

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋大湊26-14の1部

せとちの海の駅コインパーキング駐車場

瀬戸内町暴力団排除条例

○瀬戸内町暴力団排除条例

平成 25 年 3 月 7 日 条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、瀬戸内町からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念 を定め、町及び町民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活の確保を図ることを目的とする。(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)今暴力団「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2)暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3)町民等 町民及び事業者をいう。

(4)関係機関等 公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター(平成 4 年 3 月 17 日に財団法人鹿児島県暴力追放県民会議という名称で設立された法人をいう。以下同じ。その他の関係機関及び関係団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は、町民等が、暴力団が社会に悪影響を与える反社会的団体であることを認識した上で、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際をしないことを基本として、町?町民等及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(町の役割)

第 4 条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、民等の協力を得るとともに、他の市町村、関係機関等の連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

(町民等の役割)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して 取り組むとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)により暴力団を利用することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、町その他の関係機関

に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(町の事務及び事業における措置)

第 6 条 町は、その事務及び事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

(町が措置した公の施設の使用の不承認等)

第 7 条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規程により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認められるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

(町民等に対する支援等)

第 8 条 町は、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、町民等に対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第 9 条 町は、暴力団の排除に関し、町民等への知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(祭礼等からの暴力団排除)

第 10 条 祭礼、花火大会、興業その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わる者(以下「行事主催者等」という。)の行為をしてはならない。

行政財産使用許可申請書

年 月 日

瀬戸内町長 鎌田 愛人 殿

申請者 住所

氏名

下記のとおり行政財産を使用したいので，瀬戸内町公有財産管理規則第 1 9 条第 2 項の規定により申請します。

行政財産の所在地
行政財産の明細
使用目的
使用希望期間
添付書類等